

6 福 監 第 1 2 8 号
令和 6 年 8 月 3 0 日

福島県知事 内堀 雅雄 様

福島県監査委員 満 山 喜 一
福島県監査委員 三 瓶 正 栄
福島県監査委員 渡 辺 仁
福島県監査委員 阿 部 寿 子

令和 5 年度福島県内部統制評価報告書審査意見について

地方自治法第 1 5 0 条第 5 項の規定に基づき、令和 6 年 7 月 2 6 日付けで審査に付された令和 5 年度福島県内部統制評価報告書について審査した結果は、次のとおりです。

記

第 1 審査の概要

1 審査の対象

令和 5 年度福島県内部統制評価報告書

2 審査の期間

令和 6 年 7 月 2 6 日から同年 8 月 3 0 日まで

3 審査の手続き

(1) 審査の着眼点

ア 知事による評価が評価手続に沿って適切に実施されているか

イ 内部統制の不備について、重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているか

(2) 審査の基準

この審査は、福島県監査委員監査基準（令和 2 年福島県監査委員監査公表第 1 0 号）に基づき実施しました。

(3) 審査の方法

上記(1)の着眼点に基づき、定期監査、例月出納検査、その他の審査の結果等を踏まえて審査を行いました。

第2 審査の結果及び意見

1 審査の結果

審査に付された令和5年度福島県内部統制評価報告書について、前記第1の方法により審査した限りにおいて、評価手続及び評価結果に係る記載は相当であると認められます。

- ・ 評価報告書では、県発注の土木関連工事の入札事務における設計金額の漏洩事案及び警察署内における職員による捜査報償費の窃取事案の2件について、「運用上の重大な不備」に該当するものとされています。
- ・ これら2件の「運用上の重大な不備」事案につきましては、是正に向け、再発防止策に取り組んでいくとされています。

2 意見

評価報告書で「運用上の重大な不備」とされた事案の再発防止の徹底とともに、内部統制の目的である「問題が起こりにくい仕組みを整え、また、問題が起こった場合に速やかに対応できる環境を整えつつ、業務の更なる効率化や法令遵守の徹底が図られるよう」、次の3点について、積極的な取組を求めます。

意見1： 内部統制の「運用上の重大な不備」とされた県発注の入札事務における設計金額の漏洩事案及び警察署内における職員による捜査報償費の窃取事案については、全庁を挙げて再発防止策の再徹底に確実に取り組むとともに、不備が発生しにくい体制づくりのため、不断の見直しを図っていく必要があります。

入札事務における設計金額の漏洩事案及び警察署内における捜査報償費の窃取事案は、県政に対する県民の信頼を著しく失墜させた重大なものです。

特に、前年度、県発注の農業関連工事と同様の事案があった中、重ねて県発注の土木関連工事でも設計金額の漏洩事案が発覚したことは、大変深刻な事態であります。

入札制度等監視委員会が指摘した主な要因と再発防止策は次のとおりです。

〈主な要因〉

- ・ 設計金額等の秘密情報が容易に入手できる環境にあったこと
- ・ コンプライアンス意識が十分に浸透していなかったこと

〈再発防止策〉

- ・ アクセス権限の限定やパスワードの適正な管理等、各種システムからの情報漏洩防止
- ・ 機密情報の管理徹底など執務室内での機密情報の情報漏洩防止
- ・ 各種研修の実施等によるコンプライアンス意識の醸成
- ・ 再発防止策の履行状況確認と入札制度等監視委員会への報告・検証による再発防止策のP D C A

前年度も県発注の農業関連工事で同様の事案があったことを重く受け止め、設計金額を管理するシステムにおける閲覧権限の見直しを図ったほか、職員に対する法令遵守意識の再徹底など、引き続き入札制度等監視委員会の提言を踏まえながら、再発防止策に取り組んでいるとされています。

また、捜査報償費の窃取事案につきましては、再発防止策として、公金の管理について理解度検証のための内部監査の強化やコンプライアンス意識の再徹底などに取り組んでいるとされています。

再発防止に向け、これらの取組を引き続き確実に実施していくとともに、法令遵守意識の更なる徹底に全庁を挙げて取り組み、入札制度等監視委員会の随時の検証や他県における取組等も参考にしながら、不備の発生しにくい体制づくりのため、不断の見直しを図っていく必要があります。

意見 2 : 財務事務の更なる適正化を進め、重大な不備の発生を未然に防止する必要があります

評価報告書において、業務レベルの運用上の不備として513件の事案が報告されています。

定期監査等においては、普通会計で50件、企業会計で4件について指摘・指導事項として改善を求めています。

これらの主な要因は、

- ・ 組織としてのチェック体制が機能しておらず、担当者任せだったこと
- ・ 財務事務に関する職員（管理職員を含む）の知識・理解不足、前例踏襲
- ・ 確認不足や思い込み によるものです。

それぞれの所属においては、チェック機能の強化や、職員の資質向上に取り組んでいますが、財務事務の更なる適正化に向け、組織としての課題や実施体制の再点検を行ったうえで、事務の効率化の検討を行うとともに、各種制度の見直しやシステムの改修、管理職員も含む財務事務に係る職員研修の充実に取り組むなど実効性のある対策を進め、重大な不備の発生を未然に防止する必要があります。

意見 3 : 執行機関及び出納機関の業務の効率化を図り、内部統制の実効性を高めていくとともに、職員が高い意識を持って組織の目標達成に向け取り組んでいける職場環境を整備していく必要があります。

令和5年度の支出件数は約85.3万件（前年度比較で約2.8万件、約3.4%増）と増加しています。

業務としては、新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行により、感染症対策関連の委託業務等が減少した一方で、原油価格・物価高騰対策など国の地方創生臨時交付金を活用した補助事業の実施等、喫緊の課題への対応が増加しました。

これらの業務は、単に量的に業務が増加するだけでなく、要件確認や適切な進行管理等、質的にも業務が増加しています。

そのため、執行機関及び出納機関の事務の更なる効率化や負担軽減を図るとともに、不備が発生しにくく、問題が起こった場合には速やかに対応できる環境づくりを進めていく必要があります。

また、管理職員が中心となって、日々の業務や事業の進捗を「見える化」し、組織全体で業務の進捗を把握すると同時に、職員が県総合計画で掲げる将来のふくしまの姿の実現に向け、高い意識を持って業務に取り組んでいけるよう、職場環境を整備する必要があります。